

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年5月21日

北九州市環境局グリーン成長推進課

1 当該公募の趣旨

本業務は、北九州市八幡東区東田地区の「北九州水素タウン」における視察受入等の対応を行うものである。本業務の遂行にあたっては、本市の公害克服から資源循環、国際協力、温暖化対策に発展した施策の経緯を含め説明を行う必要があり、また、関係施設である水素燃料電池実証住宅及び隣接する本市環境学習施設との連携も必要である。そのため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積合わせを実施する予定である。

2 業務の概要

(1)業務名

令和7年度「北九州水素タウン」視察対応等業務

(2)業務内容

ア 視察対応

- ・ 北九州水素タウンの視察を希望する者に対し、受入調整及び受入対応（本市の水素社会実現に向けた取組説明、質疑応答及び水素燃料電池実証住宅に設置されている実証機器の見学案内等）を行うこと。
- ・ 視察受入件数は、最大20件とする。

イ 水素燃料電池実証住宅 F 号室の定期清掃

- ・ 本市が借上げている当該一室(52.98㎡)の適切な清掃を行うこと。
- ・ 清掃回数は、月に1回の頻度で計10回とする。

(3)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

(1)基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2)基本的要件以外の要件

ア 1の公募の趣旨に記載したとおり、本市の環境施策に熟知していること。

イ 北九州水素タウンの関係施設、周辺施設と連携体制を構築すること。

ウ この公示の日前3年間に、国、地方公共団体等の官公署又はこれらに準ずる団体から、本業務に類似した契約を受託した実績を有していること。

エ 再委託を行うことなく業務が実施できること。

4 手続き等

(1)契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市環境局グリーン成長推進課

電話番号 093-582-2286 FAX 番号 093-582-2196

(2)説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年5月21日から令和7年6月4日まで(閉庁日を除く。)の毎日、9時から16時まで(12時から13時を除く)

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3)参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年5月21日から令和7年6月4日まで(閉庁日を除く。)の毎日、9時から16時まで(12時から13時を除く)

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4)その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の見積合わせを中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。